

## 令和8年度 放課後児童クラブ入室案内

放課後児童クラブは、保護者の就労などにより昼間常時留守になっている家庭の児童を対象に、放課後や長期休暇において家庭に代わる生活の場を確保し、放課後児童支援員が適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図ることを目的とする施設です。

### 入室要件

令和8年4月に春日部市立小学校および春日部市立義務教育学校（前期課程に限る。以降「学校」といいます。）に在籍する児童の保護者が、次のいずれかの要件に該当する場合

①	就労などにより、昼間常時留守になっている家庭で、児童の保育ができない場合（日曜日を除き週4日以上で1日4時間以上就労しており、かつ帰宅が午後3時以降となることが条件）
②	疾病または障がいなどにより、児童の保育ができない場合
③	在宅の病人などの看護に当たるため、児童の保育ができない場合
④	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっている場合
⑤	大学や専門学校などに通学し、①と同程度児童の保育ができない場合
⑥	出産または産じょくなどの理由により体調が整わない場合
⑦	その他市長が必要と認める場合

### 保育時間

区 分	保 育 時 間
学校の授業がある日（月曜日から金曜日）	放課後から午後7時まで
学校の休業日（土曜日、夏休みなどの長期休暇、学校の代休日など）	午前7時30分から午後7時まで

※ お迎えは、勤務終了後速やかにお願ひします。保育時間外のお預かりはできません。

### 休室日

日曜日・祝日および年末年始（12月29日～1月3日）

※ 気象状況や災害などにより危険が予測される場合または感染症の流行などの場合は、臨時に休室することがあります。

### 保育料・おやつ代

保育料	一人月額 9,000円	市に納入
おやつ代	一人月額 2,000円	指定管理者に納入

- ① 保育料には**減免制度**がありますが、**別途申請が必要**になります。
- ② おやつ代は実費負担となりますので、減免制度はありません。
- ③ 保育料・おやつ代は、原則、月途中の入退室でも月額全額負担となります。

④ 期日までの納付がない場合は、入室選考に影響する場合があります。

◎ 納入方法

口座振替による納付にご協力をお願いします。納付書による窓口納付をご希望の場合、入室月の中旬に、保護者あてに納入通知書を郵送します。

※ おやつ代の納付方法等については、指定管理者へお問い合わせ下さい。

指定管理エリア	指定管理者名	電話番号
Aブロック	株式会社トライグループ	048-753-5080
Bブロック	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	048-738-8435
Cブロック	株式会社アンフィニ	048-793-4512

■ 入室手続き

1 入室申請に必要な書類（以降「申請書類」という。）入手場所

- ①市役所3階こども育成課 ②庄和総合支所2階 福祉・健康保険担当 ③放課後児童クラブ
- ④保育所・保育園（認可外保育園は除く） ⑤認定こども園および幼稚園
- ⑥市公式ホームページからダウンロード

2 申請書類

- ① 放課後児童クラブ入室申請書 ② 児童生活状況調査書
- ③ 利用を必要とする理由を証明する書類 ※以下の書類の他に、別途提出いただく場合があります

利用を必要とする理由	証明する書類
保護者および同居人(令和8年4月1日時点で60歳未満)が就労している場合	就労証明書(証明日が申請書提出日から2か月以内のもの) ※保育所就労証明書の写しでも可 ※自営業者の場合は上記の他に、開業届、スケジュール表や契約書など就労実態がわかるものの写し
就労している保護者および同居人の勤務時間や休日が不規則の場合	直近2か月分のシフト表・勤務表・タイムカードの写しなど、勤務実績のわかるもの
保護者および同居人が疾病などの場合	医師の診断書(保育ができない旨の記載があること)・障害者手帳の写し
在宅の病人などを看護している場合	看護対象者の障害者手帳の写し・介護保険証の写し・医師の診断書など
災害などの復旧に当たっている場合	り災証明書(全壊や半壊など)
就学している(する予定の)場合	在学証明書(合格通知書の写し)および時間割など
出産予定の場合	母子手帳の写し(母の氏名および出産予定日記載箇所)

④ 放課後児童クラブ保育料減免申請書(保育料の減免を申請する場合のみ)

3 受付日時および受付場所

(一次受付分を選考後、定員に空きがある場合に二次受付分を選考します。)

4月入室	一次受付	二次受付
日時	11/1(土)、2(日) 9:00~17:00 ※休日開庁2日間(市役所こども育成課のみ受け付け、庄和総合支所では受け付けません)	11/11(火)~2/2(月) 土日祝、年末年始を除く 8:30~17:15
	10/14(火)~11/10(月) 土日祝除く 8:30~17:15	
場所	①こども育成課 ②庄和総合支所 11/4(火)~	同左(支所 11/11(火)~)

結果通知	2月中旬	3月中旬
------	------	------

#### 4 注意事項

- ① 令和8年4月分から保育料の減免を受けるには、令和8年2月27日（金）までに減免申請書を受付場所（**①**または**②**）に提出してください。なお、令和8年度の市民税額が確定次第、再判定を行い、保育料が変更となる方には7月に改めて通知いたします。  
※詳細は減免申請の案内をご参照ください。
- ② 現在放課後児童クラブに在籍している児童が、令和8年度も継続して入室を希望し、きょうだい（入室前の児童を含む）も申請する場合は、あわせて放課後児童クラブに提出してください。
- ③ 郵送による申請は、一次受付令和7年11月10日（月）、二次受付令和8年2月2日（月）までの消印が有効となります。  
※ 封筒・郵送料はご負担ください。また、郵送事故による不着については対応できません。
- ④ 入室要件を満たしていない場合や申請書類に不備などがある場合は、要件・書類が整ったからの審査となります。

#### ■ 入室の決定

入室の決定は、児童の学年や、提出された書類から各家庭の状況などを審査し、滞納の有無を確認した上で決定します。利用希望者が定員を超えた場合、待機となる場合があります。

- 1 放課後児童クラブの保育料やおやつ代および保育施設の保育料や給食費に滞納がある場合は、完納が確認でき次第、入室審査を行います。  
また、入室決定通知後であっても、申請内容に変更があった場合に必要な書類の提出がない、または入室要件を満たさない事情が発生した場合は入室を取り消すことがあります。
- 2 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている児童や、特別支援学級に在籍または在籍予定の児童および持病などがある児童は、集団生活における注意点などについて、保護者と本人を交えた面接を行いますので、必ず申告してください。
- 3 同一小学校内で分割している放課後児童クラブへの入室は、市が調整を行います。申請者がクラブを選択することはできません。
- 4 育児休業から職場復帰をする場合や雇用開始日が月の途中の場合は、実際の勤務開始日が入室日となります。慣らし保育期間はありません。※4月入室申請は、4月末までに復帰する方のみ申し込み対象です。
- 5 新規入室者の保護者を対象に、入室前（3月中旬頃）に各放課後児童クラブにて、注意事項、利用に関する説明会を行います。

#### ■ 年度途中の入室

年度途中での入室申請は、入室を希望する月の前月20日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに申請書類を提出してください。

郵送による申請は、入室希望月の前月13日までの消印が有効となります。入室の可否などに関する通知書は入室月の前月25日頃までに郵送します。各放課後児童クラブの入室状況によっては、一定期間、待機となる場合があります。

#### ■ お迎え等

児童が事故や犯罪に遭わないために、帰宅または習い事などで当日、退室する場合は、保護者（保護者の指定する祖父母、高校生以上のきょうだい、友人、ファミリーサポートセンターの提供会員などでも可）に児童のお迎えをお願いしています。当日の再登室はできません。

■クラブ一覧（放課後児童クラブの電話番号および定員等）

ブロック	クラブ名	施設区分	電話番号	定員
A	粕壁放課後児童クラブ1・2	○	755-5101	100
A	内牧放課後児童クラブ1	○	755-5102	90
A	内牧放課後児童クラブ2	◎	755-5615	
A	豊春放課後児童クラブ1・2	○	755-5103	90
B	武里放課後児童クラブ	●	738-4911	70
C	幸松放課後児童クラブ1・2	○	755-5104	85
B	豊野放課後児童クラブ	◎	738-4912	70
B	備後放課後児童クラブ	○	738-4916	60
A	八木崎放課後児童クラブ1・2	○	755-5105	110
A	八木崎放課後児童クラブ3	○	755-5113	
C	牛島放課後児童クラブ1・2	◎	755-5106	100
B	緑放課後児童クラブ	○	738-4918	70
A	上沖放課後児童クラブ1	○	738-4919	140
A	上沖放課後児童クラブ2	○	737-6132	
B	正善放課後児童クラブ1・2	◎	738-4920	75
A	立野放課後児童クラブ1・2	○	738-4921	109
A	立野放課後児童クラブ3	○	761-3388	
A	宮川放課後児童クラブ	◎	755-5107	50
B	藤塚放課後児童クラブ	◎	738-4922	70
C	小渕放課後児童クラブ	◎	755-5108	70
B	武里南放課後児童クラブ1・2	○	738-4913	77
B	武里西放課後児童クラブ1・2	○	738-4914	90
C	南桜井放課後児童クラブ1	●	718-0700	75
C	南桜井放課後児童クラブ2	◎	746-5112	
C	川辺放課後児童クラブ1・2	◎	746-0212	115
C	川辺放課後児童クラブ3	○	746-5000	
C	桜川放課後児童クラブ1・2	○	747-0101	100
C	中野放課後児童クラブ	○	746-8488	70
C	江戸川放課後児童クラブ	ランヂルーム	748-2100	40

※ 臨時開設するクラブもあります。

※ 定員の110%まで入室を受け入れていきます。

※ 施設区分 ○学校敷地内専用施設、◎教室施設、●学校隣接地専用施設

■放課後児童クラブ入室選考指数表

学年基準		調整基準	指数	
児童	指数			
1年	20	保護者の就労時間が1日あたり5時間を超え、かつ就労時間の終了時刻が午後6時以降である	+1	
2年	18			
3年	14			
4年	10			
5年	8		保護者のひとりの通勤時間が片道1時間以上である	+1
6年	6		保護者のひとりが単身・海外赴任、長期入院などにより不在である	+3
		ひとり親家庭である	+3	
		入室対象児童が障害者手帳を有している、特別支援学級に在籍または在籍予定、もしくは障がいを受けていることとの医師の診断を受けている	+15	
		保護者のほか、健康で就労していない60歳以上の祖父母および同居人がいる	-1	
		保護者のほか、健康で就労していない60歳未満の祖父母および同居人がいる	-3	
		保護者のひとりの就労時間が1日あたり5時間以下または就労時間の終了時刻が午後3時以前である	-3	
		前年度の放課後児童クラブの利用日数が8日未満だった月が3か月以上ある	-5	
		お迎え遅れが月2回以上あった月が2か月以上ある（公共交通機関の遅延、災害、事故などを除く）	-40	
		保育料などに滞納があり、納付誓約書またはその他納付の意思を確認する必要な書類の提出がない	-50	
		特別調整（上記の他必要と認められるもの）		

■問い合わせ

春日部市子ども未来部こども育成課 放課後児童クラブ担当

048-739-6836（内線2916～2919）

必ず午後7時までのお迎えをお願いします。